

○那覇市排水設備指定工事店規程 (抜粋)

(指定の申請書等)

第4条 条例第12条第1項に規定する申請書は、下水道排水設備指定工事店指定申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第12条第1項第4号の管理者が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 営業所の平面図、写真及び付近見取図
- (2) 専属する責任技術者の責任技術者証の写し
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (4) 誓約書
- (5) 個人の場合は、経歴書及び条例第11条第4号に該当しないことを証する書類
- (6) 個人の場合は、住民登録をしている市町村が証明する市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税の納税証明書
- (7) 法人の場合は、定款の写し及び代表者の住民票記載事項証明書並びに代表者に関する第5号に規定する書類
- (8) 法人の場合は、営業所が所在する市町村が証明する市町村民税及び固定資産税の納税証明書

3 条例第12条第2項第3号の管理者が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 代表者印